

## 目次

1. 逆転無罪	P 1
2. 日本長期信用銀行	P 4
3. 自白調書	P 7
4. 犯意の認定	P 8
5. 粉飾決算と不法決算	P 10
6. 不良債権償却証明制度	P 14

### 1. 逆転無罪

2008年7月18日(金曜日)、最高裁第二小法廷は旧日本長期信用銀行(長銀)の粉飾決算事件で逆転無罪判決を言渡した。一審・控訴審の有罪判決を逆転自決しての最高裁無罪判決なのであるから、国中がひっくり返るほどの大騒ぎとなってもおかしくないのであるが、この歴史的判決について、マスコミはやけに奥歯に物が挟まったかの如き報道姿勢をとっている。

新聞各紙は、翌19日の朝刊一面と社会面を大きく割いて、長銀の逆転無罪判決を報道したのであるが、

「最高裁で逆転無罪が確定するような事件に対して、なぜ一審・控訴審では有罪判決が出てしまったのか？」

という読者の当然の疑問に対して、納得のいく説明をしていない。また、これだけの司法上の重大判決なのであるから、普通であれば、新聞報道の翌週あたりから雑誌による追跡報道がなされるのが常にもかかわらず、7月最終週発売の週刊誌で、長銀逆転無罪判決を取り上げているところなど皆無である。

どうも、マスコミは、長銀逆転無罪判決について、

「なんとなく釈然としない」

と受け止めているのではないか。司法の安定を何よりも重視する最高裁が、なぜ下級審の尊厳を全否定するような逆転判決を出さざるを得なかったのか。またこの期に及んで、現行司法に対する国民の信頼の根幹さえ揺るがしかねないような逆転自決を、なぜ最高裁がやらざるを得なかったのか。マスコミは本件最高裁無罪判決につき釈然としないようなので、已む無く、本件司法判断の事情と論理を解析する。

日本では、交通裁判を除き現在年間約7万件の刑事裁判が行われ、その内100件未満の恐ろしく微小な件数が無罪判決を受ける。一審の起訴有罪率が99.9%といわれるのはこの点を指しているのであるが、ここで有罪判決を食らった6万9千9百超の事件の中で被告人が有罪判決を不服として控訴するもの、及び、100件未満の無罪判決の多くにおいて検察官が無罪判決を不服として控訴するものの合計が控訴審事件となり、その数は年間約1万件弱ある。ところで、高裁でめでたく逆転無罪判決を受けるのは下表の通り年間20件内外に過ぎない。

#### 高裁刑事事件判決統計

判決区分	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
有罪	1,261	1,288	1,250	1,203	1,454
無罪	21	12	22	12	20
差戻・移送	10	10	13	15	16
棄却	5,388	5,811	5,968	6,059	5,851
取下	1,641	1,733	1,888	1,941	1,958
その他	26	21	29	34	45
総数	8,347	8,875	9,170	9,264	9,344

(最高裁判所公表司法統計)

すなわち高裁での控訴有罪率は99.8%ということになるのであるが、上記高裁判決統計で有罪判決を受けた年間1千件強の事件、及び、公訴棄却を受けた年間6千前後の事件、ならびに年間20件前後の極めて僅少な逆転無罪判決事件の一部が、被告人あるいは検察官により最高裁に上告され、その件数は、概ね年間3千件弱である。

下記の通り、最高裁に上告された事件のうち逆転無罪判決を受けるのは数年に一度あるかないかの希少性である。逆転無罪の自決には至らなくとも、逆転無罪につながる可能性の高い下級審への差戻しも含めると、平成14年度から18年度にかけての5年間における逆転無罪並びに差戻・移送判決は合計10件に過ぎない。そこで最高裁での有罪確定を率として求めてみると、やはりここでも99.9%という上告有罪率を得ることができる。

#### 最高裁刑事事件判決統計

判決区分	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
逆転有罪	1	3	0	0	2
逆転無罪	0	2	1	0	0
差戻・移送	1	1	4	0	1

棄却	1,790	2,159	2,237	2,177	2,136
取下	694	609	710	637	634
その他	9	9	11	6	6
総数	2,495	2,783	2,963	2,820	2,779

(最高裁判所公表司法統計)

日本は裁判における三審制をとっているものの、この事は同じ事件について、慎重を期すために3回の公判審理が行なわれることを意味しない。事実認定が争われる一審に対して、控訴審では法令解釈が争われるのを本則としており、よほどふざけた事実誤認でもない限り、控訴審で事実認定のための証拠調べが行われることはない。(注1) 高裁への控訴審に対して、最高裁への上告審の門はなお狭く、最高裁への上告理由は、原則として憲法違反と判例違反に限定されている。(注2) 一般の刑事事件で憲法違反や判例違反を争う事例などそう滅多にあるはずがないので、ほとんどの事例ではやはり事実誤認を理由として上告されているのであるが、ここで事実誤認が最高裁への上告理由となるのはあくまでも重大な事実誤認に限られる。

ここで、その重大な事実誤認とは、

「原判決を破棄しなければ著しく正義に反すると最高裁が認める場合」

でなければならない。(注3) 従って、最高裁は、ほとんどの上告案件を上告理由に当たらないとして棄却する。上告棄却とする最高裁の判決文では、上告理由に該当しない旨だけを記載すれば良いので、三行判決といわれるくらいに簡単なもので、従って、上告棄却の判決は、やたらと時間ばかりかかる日本の下級審裁判実務とはまるで様相が異なり、上告後時を置かずしてすぐ出る。(注4)

長銀の逆転無罪判決はこれほど厳しい条件をかいくぐって出た。しかも長銀の粉飾決算事件では、憲法違反や判例違反の論点など皆無なのであるから、最高裁とすれば、上告理由に当たらないとして上告棄却を食らわせておけば、事は簡単で何の問題もなかったのである。

本件が上告棄却であれば、マスコミも「なんとなく釈然としない」などといった駄々っ子のような司法批判を行うこともなかったのであり、長銀の経営者は極悪非道人だとして罵りたい国民世論も、見事に納得をして溜飲を下げたに違いない。一方、長銀に逆転無罪を出すなどといった空恐ろしいことをやれば、長銀と全く同じ事件構造の日債銀にも逆転無罪を出さざるを得ない。最高裁判決は、判例として下級審判決を拘束するので、この判決は現在係争中の粉飾決算事件のことごとくに影響を及ぼさざるを得ない。長銀の逆転無罪判決は、判例による司法秩序に大きな禍根を残すのである。それでも最高裁は逆転無罪を出した。なぜか。

本件原審の有罪判決を放置すれば、著しく社会正義に反するからである。マスコミは誤解しているが、本件で問題とされた日本長期信用銀行の平成10年3月期の財務諸表は見事に適法なもので、どこをどう叩いてみても違法決算とはいえないからである。原審判決は、違法決算ではないものを粉飾だとして有罪判決を出したのであるから、

「原判決を破棄しなければ著しく正義に反する」

のであり、これを放置すれば法治国家が成り立たなくなってしまう。だから最高裁は、誰に何と言われようと、逆転無罪を出さざるを得なかったのである。新聞各紙はこの点を見誤っている。

判決の翌日の新聞では、本件逆転無罪判決につき、

「会計処理、違法とは言えず」

「理解ある判決」

「厳格な会計へ過渡期」

「新基準明確でなく」

などといった「疑わしきは罰せず」、「ぎりぎりセーフ」的な論調ばかりが目立ったが、もとより日本の裁判所が、

「被告人に理解ある判決」

など出すわけではない。そんなことをすれば、同一の官僚支配下にある検察官の逆鱗に触れてしまうのではないか。

逆転無罪を受けて記者会見した弁護人の一人は、

「地球が動いていると主張しても一二審では天が動いていると言われた。最高裁で、動いているのは地球だと言われ、当たり前なのがようやく認められた。」

と言っている。弁護人は一貫して無実を確信していたのである。長銀の粉飾決算事件は、最高裁の逆転無罪判決確定を経ても、なお弁護人とマスコミとの間に、その無罪の意味についてこれだけの認識の差がある。マスコミは本件逆転無罪判決を真剣に研究しなければならない。

## 2. 日本長期信用銀行

長銀は、吉田茂内閣が打ち出した金融機関の長短分離政策に沿って、1952年12月に設立された債券発行銀行である。設立の母体となったのは戦前に金融債の発行を行っていた日本勧業銀行（後の第一勧業銀行、現みずほ銀行）であり、このため長銀と旧第一勧業銀行は、その後の歴史において何かと人的なつながりが深い。ここで長短分離政策とは、産業資金の短期金融は普通銀行に、そして長期金融は長期信用銀行と信託銀行に担わせる

とする資金供給の役割分担を行う金融政策を言う。普通銀行の調達資金の源泉が預金であるのに対して、長期信用銀行は金融債の発行が認められており、割引金融債および利付金融債により貸出資金の調達を行うことができるという仕組みになっていた。

太平洋戦争の敗戦以降 1950年代末までの戦後復興期に、政府は、鉄鋼・電力・石炭・海運の四重点産業への傾斜生産方式を推し進め、産業資金もこれら4業種に重点的に配分された。長銀はこの政府の産業資金の傾斜配分政策に沿って、設備資金貸付の過半を鉄鋼・電力・石炭・海運に貸付け、日本経済の復興とともに順調にその事業基盤を確立した。さらに1960年代には、四重点産業への貸付に加えて、石油化学・合繊・自動車・家電・工作機械といった設備投資産業に対する貸付を伸ばし、長銀は、日本経済の高度経済成長期における産業金融の分野で大きな役割を果たした。1960年代までの日本の資本市場は、産業界の設備投資のための長期資金を安定的に調達できるまでに成熟しておらず、この時代の重厚長大産業の設備投資資金は、長期信用銀行からの資金調達に大きく依存していたのである。

1970年代となり、日本の証券市場が成熟するにつれて、重厚長大産業の資金調達は間接金融から直接金融へとシフトし始めた。長期の設備投資資金の貸出という長期信用銀行の事業基盤が、証券市場に取って代われ始めたのである。この時代背景の下で、1971年から1989年にかけての19年間の長銀を、頭取・会長として実質支配したのが杉浦敏介氏である。杉浦氏は、重厚長大産業に対する設備投資資金の貸出という長銀の存立基盤の弱体化を補強するためとして、新興の不動産企業に対するプロジェクト・ファイナンス（注5）を積極的に推し進めた。杉浦時代のプロジェクト・ファイナンスによる貸出は、その後1990年のバブル経済の崩壊に伴い、膨大な不良債権の山となり、その後の長銀破綻の原因となっていく。

長銀が不動産関連融資にのめり込んでいった経営上の転換点は、1988年の第六次長期経営計画をめぐる路線対立であったと言われている。第六次長期経営計画では、長銀のそれまでの保守的な貸出姿勢を大転換させ、行員の大量採用により不動産関連融資を積極拡大することが目玉となっていた。この経営計画には一部の役員から強い反対意見が出されたものの、杉浦氏は第六次経営計画を強行し、以降反対派は長銀の経営中枢からは排斥されていったという。

その後杉浦氏は、高橋治則氏の関連企業に対する不動産関連融資を協力に後押ししていったのであるが、この時の高橋氏は、従業員100名弱のコンピュータ関連機器の販売会社であったイ・アイ・イ・インターナショナルの経営者に過ぎなかった。イ・アイ・イ・インターナショナルに対する債権3800億円、ならびに高橋治則氏が実質支配していた東

京協和信用組合と安全信用組合に対する経営支援のための出資（二信組問題）が焦げ付いたことが、長銀破綻の契機となった。

1988年の第六次長期経営計画以降の長銀の頭取は、1989年6月から1995年4月までの6年間は堀江鉄哉氏、1995年4月から1998年8月までの3年間は大野木克信氏である。

1991年12月末の役員会で、杉浦氏から頭取を引き継いだ堀江哲哉頭取は、当時の鈴木克治専務より、

「グループ全体の不良債権額が2兆4千億円を越えました。」

という報告を受けている。ところが堀江氏は、頭取在任中に不良債権の抜本処理を行うことなく、それをそのまま長銀の関連受け皿会社に対して「飛ばし」た。この飛ばしは、本部事業推進部により行われたが、本部事業推進部なる部署は、もともと飛ばしを行うために1992年に長銀内に新たに設立された部署なのであり、なんとその責任者は、

「グループ全体の不良債権額が2兆4千億円を越えました。」

と膨大な不良債権の存在を報告した鈴木克治専務その人だったのである。

1995年4月に堀江哲哉氏より頭取を引き継いだ大野木克信氏もまた、不良債権の処理を行うことができず、問題点を先送りするだけで、長銀の損失はいたずらに拡大していった。経営環境が悪化する中で、1998年（平成10年）3月に、長銀に1766億円の公的資金が注入された。この公的資金の注入は、金融機能安定化措置法案に基づく金融危機管理審査委員会の決定によるものである。その後長銀は、スイス銀行（現UBS）との業務提携や住友信託銀行との合併による生き残りを模索したものの、いずれも成功せず、1998年10月23日に一時国有化され、その民間長期信用銀行としての歴史を閉じた。

本件粉飾決算事件で被告人とされたのは、ここでたまたま長銀破綻時の頭取と副頭取であった大野木克信氏、須田正己氏、及び鈴木克治氏の3名である。不良債権の存在を当時の堀江頭取に報告しながら、自ら飛ばしによってその後処理を行なった当時の鈴木専務は、その後順調に出世して、事件当時は副頭取になっていたのである。

1998年9月末の金融監督庁の検査では、長銀の債務超過額は、有価証券の含み損を含めて3400億円とされた。ところが、その後の資産査定の結果、国有化時点の長銀の債務超過額はなんと2兆円を上回っていたことが判明した。さらに、その後投入された公的資金は7兆9千億円となったのであり、このうち3兆6千億円分は債務超過の補填額となり、同額の国民負担が確定している。

### 3. 自白調書

今となっては信じ難いことではあるが、長銀の粉飾決算事件は自白事件である。本件で被告人とされた大野木克信氏、須田正巳氏、鈴木克治氏の3名は、全員が取調べ段階において、本件の粉飾並びに自らの加担・共謀を自白しているのである。一審並びに控訴審の判決文より、大野木氏の自白調書の一部を転載すると次の通りである。

「その結果、平成10年3月期決算においては、関連会社だけでも当期に償却・引当をすべき回収不能の不良債権が1兆円程度あって、一般先及び関連緊密先の合計で約6100億円の不良債権の償却・引当を実施しても、なお数千億円以上の処理が先送りされており、有価証券報告書に記載された当期末処理損失2716億1500万円は数千億円以上も損失を過少に計上した虚偽の記載であり、また、商法に従った適正な償却・引当を実施していれば、配当可能な原資は絶無であって、株主に約72億円の配当を実施したことは違法配当になることは分かっていた。」

須田正巳氏および鈴木克治氏の両名も、大野木克信氏と同内容の自白調書を取られている。大野木氏の検察官面前調書においては、問題とされた長銀の平成10年3月期決算が、数千億円以上の不良債権の償却・引当処理を先送りにすることにより、数千億円以上の未処理損失を過少計上した有価証券報告書の虚偽記載に当るものであり、また、その違法決算を利用して、配当原資がないにもかかわらず違法配当を行ったことが見事に自白されている。被告人が3人とも自ら、有価証券報告書虚偽記載ならびに違法配当の犯罪事実と、その犯罪行為に対して故意を持って加担・共謀行為したことを認めているのである。日本の裁判でこんな自白調書が法廷に提出されれば、有罪判決が下されるに決まっている。

もちろん弁護側は、

「被告人3名の捜査段階での供述調書はいずれも、取調べ検察官が、長銀を破綻させてしまったことに対し経営者としての社会的責任を痛感していた被告人3名の心情に付け込み、自らの意図したシナリオに沿った内容を認めさせて作成したものであって、その信用性はない」

旨を主張し、自白調書の信用性を争っているのであるが、一審および控訴審の判決では、

「被告人3名はいずれも供述調書の内容を閲読した上で署名、指印していること」

を主たる理由として、いずれも本件自白調書の信用性を認めている。

ところで日本の検察官による取調べが、被疑者を密室の中に監禁し、罵詈雑言による威嚇・脅迫・懐柔を行っては自白調書への署名・指印を迫るものであることは、ここ数年来、多くの被害者の証言が続出しているところである。検察庁特捜部の検事にとって見れば、高

学歴のエリート銀行員である長銀の3役員をシバキ上げ、シナリオに基づく（事実と異なる）自白調書に署名・指印させることなど、赤子の手を捻るようなものであったろう。

脅迫により無理強いされた自白調書なのであるから、被疑者が、

「供述調書の内容を閲読した上で署名、指印していること」

など、自白調書の信用性を認める根拠になどなるはずがないのであるが、現行司法実務上、検察官が刑事訴訟法の規定を無視した違法取調べをしていることなどないことになっているので、従って、公判では、検察官面前調書による自白は被告人が任意に行ったことにされてしまう。すなわち、検察官面前調書に署名・指印がなされている以上、その自白調書には信用性が認められることになっている。

ところが、今回の最高裁逆転無罪判決の結果、結局、長銀の平成10年3月期決算は適法決算であり、その有価証券報告書には虚偽記載がなく、したがって平成10年3月期にかかる配当も違法配当ではないことが確定した。それでは、本件で証拠採用された大野木克信氏、須田正巳氏、鈴木克治氏3名の自白調書は一体何なのか？事実は弁護人が主張していたように、検察官が被告人の弱みに付け込んで捏造した事実無根の作文だったことになるのではないか？最高裁判決はこの点について黙して語らない。

自白調書の任意性に言及すれば、現行検察庁特捜部による刑事訴訟法違反の自白調書の捏造を糾弾せざるを得ないからである。また、そのことをうすうす知りながら、自白調書の捏造に目をつぶっては有罪判決を出し続けてきた下級審の訴訟実務をも、糾弾せざるを得ない。マスコミが長銀の最高裁逆転無罪に釈然としない思いを持つのは、最高裁自身が、下級審で証拠採用された自白調書の任意性についての判断を避けているせいでもある。

#### 4. 犯意の認定

東京地方裁判所による本件一審有罪判決は全181頁に上る長文であり、その構成は次の通りとなっている。

判決内容	頁数
(罪となるべき事実)	1
(証拠の標目)	4
( <u>事実認定の補足説明</u> )	
第1 弁護人らの基本的主張	1
第2 長銀の沿革、被告人らの経歴等本件をめぐる基本的事実	5
第3 平成10年3月末における貸出金の償却・引当についての基準	38



第4 長銀における自己査定の概要とその問題点	26
第5 平成10年3月期における貸出金の償却・引当不足額	23
第6 被告人3名の本件に関する故意及び共謀について	77
第7 被告人鈴木の実責任について	4
第8 まとめ	1
(法令の適用)	1
(量刑の理由)	3
合計	181

上記の一審判決文構成からも明らかなように、長銀の粉飾決算事件では

- ① 適用される会計基準
- ② 不良債権の粉飾会計処理
- ③ 被告人の犯意の認定

の3点が激しく争われている。

本件で適用されるべき会計基準については、事実認定の補足説明の第3において38頁にわたり論述されており、判決文全体の21%が会計基準の論点に費やされている。長銀の不良債権に対する償却・引当の会計処理については、事実認定の補足説明の第4及び第5が該当し、この論点には全体の27%が費やされている。そして本件における3名の被告人に対する犯意の認定は、事実認定の補足説明の第6及び第7が該当し、この部分は全体の45%を占める。

すなわち本件粉飾決算事件の一審判決は、81頁もの判決文紙面を費やして被告人の犯意の認定を行っており、その中で前述3名の自白調書の信用性の認定が行われている。今となつては、長銀の違法決算などなかったことが確定したのであるから、当然に被告人に犯意などあろうはずがなく、従って、一審判決は全81頁にも上る無意味な大論述により歴史的な事実誤認をやってくれたことになる。

もとより、自白事件で、これだけの大論述を行わなければ被告人の犯意の認定が行えないというもおかしな話で、犯罪が認定でき被告人が自白しているのであれば、犯意の認定など本来自白調書に尽きていなければおかしい。そうであれば、判決文では、自白調書の故意・共謀の吐露の部分参照しておけば必要にして十分なのであり、それをこれだけの枚数を使って被告人の犯意を縷々論証しなければならないということは、法廷に提出された証拠からだけでは被告人の犯意は立証が不十分だったことを強く推認させる。

被告人は、本件公判で捜査段階の自白を翻し、弁護人も自白調書の信用性を激しく争って

いる。公判では、この点につき被告人に有利な証言も多々出ていたのであり、弁護側の犯意の反証は十分な効果を上げていたのである。検察官は弁護側証人の証言に内心タジタジとなっていたのではないか？一審判決における81頁にも上る長大な犯意の認定はこのことを暗示している。だとすれば、検察官による犯意の立証には合理的な疑いが残っていたのであり、推定無罪の原則に基づく限り、この段階で、一審裁判官は無罪判決を出しておくべきだった。一審判決は、長銀の破綻という3兆6千億円もの国民負担を伴った歴史的金融不祥事に対して、司法上の制裁を課しておかなければならないという時代の風潮の元で、有罪とする予断をもって本件犯意の事実認定を誤ったと解すべきであろう。

## 5. 粉飾決算と不法決算

今回の最高裁判決により、長銀の平成10年3月期の決算が不法決算ではないことは確定したが、このことは同決算が粉飾決算ではないことを意味しない。不思議に聞こえるかもしれないが、不法決算と粉飾決算は違う。ここで粉飾決算は法的な定義のなされていない俗語に過ぎないことに特段の留意が必要である。それどころか、長銀の平成10年3月期の決算は、最高裁判決を経ても粉飾決算である事には変わりがないのである。あつてはならないことではあるが、粉飾決算でありながら不法決算ではないという歪な会計現象が、平成10年3月期という極めて特殊な日本の銀行会計において、奇跡的に成立していたのである。以下に論証する。

長銀の平成10年3月期決算において問題とされたのは、第一ファイナンス、NED 関係、日本リース関係、ビルプロ3社、有楽エンタープライズの5企業グループに対する合計6754億円の不良債権に対する会計上の引当・償却不足である。ここで、これらの企業グループが、1990年（平成2年）のバブル経済の崩壊に伴う不動産市況の暴落により、極度の経営不振に陥っていたことは異論がない。ところが、長銀は、これらの企業グループを「関連緊密先」などという独自の分類によって一般貸出先と別扱いし、その不良債権に対する引当・償却をほとんど行なわなかったのである。

長銀が貸出金の自己査定により計上した引当・償却額と、一審判決で認定された要引当・償却額を集計すると次の通りとなる。

(百万円)

債務者	債権総額	要引当・償却額		粉飾認定
		自己査定	一審判決	
第一ファイナンス	124,560	14,700	69,872	-55,172
NED	171,585	20,180	75,595	-55,415

<u>NED グループ</u>				
青葉エステート	24,784	0	24,784	-24,784
ユニベスト	7,403	0	7,403	-7,403
グラベス	3,196	0	3,196	-3,196
コーポレックス	1,362	0	1,362	-1,362
プロクセル	596	0	596	-596
日本ビゼルボ	131	0	131	-131
エクセレーブファイナンス	40,000	0	40,000	-40,000
小計	77,472	0	77,472	-77,472
日本リース	255,680	0	78,844	-78,844
<u>ビルプロ3社</u>				
四谷プランニング	16,690	0	16,690	-16,690
竜泉エステート	14,414	0	14,414	-14,414
木挽町開発	10,777	0	10,777	-10,777
小計	41,881	0	41,881	-41,881
有楽エンタープライズ	4,285	0	4,285	-4,285
合計	675,463	34,880	347,949	-313,069

平成10年3月期決算における対関連緊密先貸付金6754億円について、長銀はそれが関連緊密先であり破綻懸念先債権にさえ該当しないとして、支援損等の確定損失分のみの348億円の貸倒引当金を計上したのに対して、一審判決はその全てが実質破綻先債権であるとして、3479億円の引当・償却が必要と判断し、その差額3130億円が粉飾額と認定された。ここで、一審判決で認定された関連緊密先5企業グループの経営実態は次の通りである。

(1) 第一ファイナンス

事業を継続しているが、財務内容において多額の不良債権を内包し、同社の返済能力に比して明らかに過大の借入金が残存し、実質的に大幅な債務超過の状態に相当期間陥っており、事業好転の見通しが無い状況。実質破綻先。

(2) NED 関係

元々ベンチャー企業に対する投資業務を本業としていたものの、いわゆるバブル経済期に不動産融資に傾斜して営業貸付金残高を増やしていったため、バブル崩壊によって多額の不良債権を抱え込むことになった。そこで、NEDは、赤字決算を避けるためNEDグループ会社に不良債権を簿価で売却する「不良資産飛ばし」をして益出しを行っていたが、やがてこのことがマスコミで報道されるなどした事もあって国税当局から厳しい指導を受け、

当該不良債権をNEDグループ会社から買戻さざるを得なかった。NEDの再建計画期間が10年近くに及ぶことは一般に同計画の妥当性がないと解さざるを得ないこと、しかも、平成10年3月期当時長銀の支援体力は、株式等の含み益が乏しくなっていて、既に業務純益に依存せざるを得ない段階に近づいてきており、一旦不測の事態が生ずれば予定どおりの支援を継続することが危ぶまれた状況にあったことに照らすと、NEDの上記再建計画には合理性がなかったと評価せざるを得ない。実質破綻先。

### (3) 日本リース関係

同社は、昭和38年に設立された国内初のリース会社であるが、いわゆるバブル期に不動産業者向け営業貸付業務を拡大させたため、平成2年3月の総量規制等を切っ掛けとしたバブル崩壊、不動産不況によって、多額の不動産向け営業貸付金が不良債権化した。その後不良資産の表面化を避けその処理を図るため平成3年以降相次いで受皿会社を設立して「不良資産飛ばし」を行ったものの、状況は好転せず、平成4年3月期以降実質的には赤字決算となって、平成6年3月期には1兆円を超える不良資産を抱えてしまった。実質破綻先。

### (4) ビルプロ3社

ビルプロ本体はもともと不動産会社であったが、バブル崩壊による不動産不況、地価下落によって業績が低迷し、毎期当期損失を計上し債務超過額も拡大傾向にあって業績の回復の見込が全くないことが明らかである。そのため、ビルプロ3社が、ビルプロ本体及びその関連会社から債権の回収を図ることはほぼ不可能で、平成7年3月期以降毎期経常損失、当期損失を計上し実質債務超過の状態が続いていて、いずれも担保権を有している不動産を事業化しその収入で債権の回収を図るしかない状況にあった。しかし、いずれの会社においても、今後それらの事業化が実現する具体的用途は立っていなかった状況にある。実質破綻先。

### (5) 有楽エンタープライズ

同社は、平成7年3月期以降連続して当期損失を計上し債務超過状態が拡大していたこと、同社では、大阪市の日本橋に所有している物件にパチンコ業者を賃借人とする賃貸ビルを建築して事業化する計画を策定したものの、その後この業者が倒産してしまい、他のテナントを探しているが見つからず計画が具体化しないまま上記物件を駐車場として利用している状況にあったこと、しかも、この計画が事業化できたとしても以後20年間は経常損失が継続し、借入金も増加する見込みで、借入金を返済するのに十分な収益を挙げることはできない状態であったこと、他方、平成10年3月期において、長銀に対する延滞は生じていなかったとはいえ、それは日本リースからの追加融資によっていたに過ぎないことからすれば、実質破綻先に当たるといふべきである。

関連緊密先債権 6754 億円に対する要引当・償却についての弁護側主張は、

「関連緊密先は、長銀が積極的に支援を継続する意思を有する以上、経営破綻する可能性は極めて小さく、従って、これらの債権は実質破綻先債権ではなく要注意先債権に該当し、したがって原則として貸倒引当を要しない。」

というものである。

一審判決では、この弁護側主張に対して 49 頁もの判決文紙面を労して反駁しているが、この反駁は無意味である。なぜなら、ここで問題とされた関連緊密先 5 企業グループは、その後の歴史においてことごとく経営破綻したのであり、

- ・ 平成 10 年 3 月期決算の後に行われた平成 10 年 9 月中間期の金融監督庁の検査で、長銀の債務超過額が 3400 億円とされたこと、

及び、

- ・ その後の調査の結果、同年 10 月の国有化時点の長銀の債務超過額が 2 兆円を上回っていたこと

から、関連緊密先企業の経営破たんは、一審の公判段階で充分すぎるくらい明白になっていたからである。これだけはっきりした「後出しじゃんけん」が出てしまったのであるから、この論点で弁護側に勝ち目はない。

さて、平成 10 年 3 月期決算における関連緊密先債権 6754 億円に回収可能性がなかったことは異論の余地がなく、その債権に対して長銀はろくな貸倒引当金を計上していない。そこで問題は、なぜこれだけ明らかな不良債権に対して必要な貸倒引当金を計上しなかったのかということになるのであるが、この点につき、被告人の認識ははっきりしている。

「現実には関連緊密先の損失を完全に一掃するには一兆円規模の手当てが必要。当時これを一掃出来る体力がないのが現実であり抱えて行かざるを得ない。」

と記載された経営会議及び取締役会資料が証拠提出されているのである。この証拠に対しては、弁護側もその信用性を争っていない。

粉飾決算とは、経営者の意図を伴う重要性のある利益あるいは収益力の過大計上を言う。長銀の平成 10 年 3 月期においては、長銀の経営陣は、関連緊密先債権に 1 兆円規模の損失があることを知りながら、長銀に体力がない事から、経営の意思としてその損失を先送りせざるをなかったというのである。ならば長銀の平成 10 年 3 月期決算は見事に粉飾決算だったのであり、これを粉飾と言わなければ、粉飾決算などおよそこの世にありえないことになってしまう。

## 6. 不良債権償却証明制度

さて、長銀の平成10年3月期決算が粉飾決算であることを論証したが、しかしながらこのことは、長銀の平成10年3月期決算が不法決算であることを意味せず、それどころか、それにもかかわらず、長銀の平成10年3月期決算は完全なる適法決算と言い得るのである。このことを理解するためには、平成10年3月期の銀行決算では、現在我々が常識としている企業会計原則が適用されていなかったという、今となってはおよそ信じがたい日本の前近代的な銀行会計の現実を直視しなければならない。

もとより平成10年3月期の長銀の決算が粉飾なのは、回収可能性のない債権に対して必要な貸倒引当金が計上されていないからに他ならない。企業会計原則では、債権に回収可能性がない場合は貸倒引当金を計上しなければならないとされている。すなわち、不良債権には貸倒引当金を計上しなければならないのが会計上のルールであるところ、その引当金が数千億円規模で未計上なのであるから、ルール違反だと言っているのである。ところが平成10年3月期時点の日本の銀行には、そもそも企業会計原則など適用になっていないのである。長銀の平成10年3月期決算に企業会計原則が適用されていない以上、企業会計原則によるルールを持ち出して、これを不法決算ということはできない。

平成10年6月8日以前の日本の銀行における決算は、旧大蔵省銀行局による「銀行統一経理基準」に基づいて行われていた。すなわち平成10年3月期以前の日本の銀行には、企業会計原則が適用されず、大蔵省銀行統一経理基準が適用されていたのである。ここで旧大蔵省銀行統一経理基準における貸出金の償却および貸倒引当金の項には、次の規定が定められている。

#### 貸出金の償却

*回収不能と判断される貸出金及び最終の回収に重大な懸念があり損失の発生が見込まれる貸出金については、これに相当する額を償却するものとする。なお、有罪償却する貸出金については、その内容をあらかじめ当局に提出するものとする。*

#### 貸倒引当金

*債権償却特別勘定への繰入は、税法基準のほか、有税による繰入ができるものとする。なお、有税繰入するものについては、その内容をあらかじめ当局に提出するものとする。*

旧大蔵省銀行統一経理基準では、金融機関が不良債権を償却・引当するに際しては、償却・引当対象債権毎に、大蔵省の検査部署から事前了解を取ることが求められていたのであり、この制度を不良債権償却証明制度という。この時代の銀行は、不良債権に対する償却・引当を経営の判断だけでは行なうことができず、大蔵省に対する事前申請とその承認を得て、

やっとのことで償却・引当が確定していたのである。

不良債権償却証明制度下における不良債権の償却申請は、当時の行政指導に基づき、償却申請すべき債権を大蔵省が指導して銀行に申請させ、その申請に対して大蔵省が承認するという形態で行われていた。不良債権償却証明制度の下での銀行決算では、償却証明のない不良債権の償却・引当などもとより行なえなかったのである。銀行決算において、たとえ企業会計原則上必要とされる不良債権に対する償却・引当がなされていなくとも、償却証明が出ていない以上、その銀行決算は当時の銀行業の公正なる会計基準たる大蔵省銀行統一経理基準に準拠していたのであり、全く適正・適法な決算だったのである。

前近代的な日本の銀行経理が問題とされたのは、平成2年（1990年）のバブル経済崩壊による不動産価格の暴落の結果、不動産に対する担保融資を抱えた銀行に膨大な不良債権が発生したためである。不良債権償却証明制度下の日本の銀行決算においては、担保不動産価格が暴落して貸出金が不良債権化したからといって、そのことがそのまま決算に反映されることはなかった。このため、日本の銀行決算に対する不信感が鬱勃と醸成され、銀行決算に表れない巨額の不良債権疑惑が湧き起こったのである。

このような銀行経理に関する社会的批判を受けて、平成7年12月22日、金融制度調査会は、

「金融機関の自己責任原則の徹底等の観点からは、資産査定は先ず各金融機関自らが厳正に行うことが必要である」

として、監督官庁による早期是正措置と金融機関による資産の自己査定の導入を答申した。この答申による早期是正措置は、平成8年6月21日の金融三法の成立を受け、平成10年4月1日から導入されることになった。また、大蔵大臣官房金融検査部長は、平成9年3月5日付で「資産査定通達」を出した。この結果、日本の金融機関は、自己査定結果に基づき、日本の銀行史上はじめて、自らの判断により不良債権の償却を行なえるようになったのである。

不良債権償却証明制度を柱とする旧大蔵省銀行統一経理基準に基づく日本の銀行経理は、資産の自己査定制度を導入することにより、企業会計原則に統一されることになった。この流れを受けて、平成9年6月には不良債権償却証明制度が廃止されている。一方、旧大蔵省銀行統一経理基準の廃止は平成10年6月8日である。これらの新旧基準の狭間に、問題とされた長銀の平成10年3月期決算がある。この間の銀行経理に関する経理基準の改廃と銀行の決算期の関係を一覧として示すと次の通りとなる。

経理基準	平成9年3月期	平成10年3月期	平成11年3月期
------	---------	----------	----------

大蔵省銀行統一経理基準	○	○	×①
不良資産償却証明制度	○	×②	×
資産自己査定基準	○③	○	○

① 平成10年6月廃止

② 平成9年6月廃止

③ 平成9年3月発行

いかがであろうか。平成9年3月期決算においては、資産査定基準そのものは3月5日に出されているものの、大蔵省銀行統一経理基準及び不良債権償却証明制度は廃止されていない。従って、銀行決算は不良債権償却証明制度の下で行う以外にはない。これに対して平成10年3月期は、不良債権償却証明制度は前年の6月に廃止されているものの旧大蔵省銀行統一経理基準は廃止されていない。しかも平成10年3月期決算では、有税の不良債権償却損に対する税効果会計の導入も制度化されていなかったのである。

このような会計制度の下で不良債権の有税償却を行えば、有税償却の額だけ当期利益は一方的に減少するものの、その見返りとしての税効果資産の計上は行なえない。不良債権を回収不能として有税償却を行えば、その後一定の要件整備を経て、当該償却損は税務上も損金参入され、納税額を減少させる効果があるから、不良債権の有税償却では、その見合いの節税効果を同時に資産計上しておくことが論理的であり、この会計処理を税効果会計と言う。税効果会計がないまま不良債権の有税償却だけを行えば、当期純利益は実効税率分(42%)だけ過少表示されてしまう。自己査定基準で決算を組む銀行は、統一経理基準で決算を組む銀行に比べて著しい不利益を被ることになってしまうのである。

だから長銀は不良債権償却証明制度で決算を組んだのであり、そして日債銀も、さらには大手都市銀行18行中14行もまた不良債権償却証明制度で決算を組んだ。すなわち、平成10年3月期における銀行決算は、資産自己査定基準による決算を組むことが奨励されていたものの、旧大蔵省銀行統一経理基準の下での不良債権償却証明制度で決算を組むことも当然に認められていたと考えるべきなのである。

平成10年3月期の銀行決算においては、不良債権償却証明制度を前提とする大蔵省銀行統一経理基準が存続しており、その会計基準に従って圧倒的多数の銀行が決算を組んでいる。ならば、不良債権償却証明制度は平成10年3月期における銀行業の公正なる会計慣行なのであり、その公正なる会計慣行に従って組まれた長銀の平成10年3月期の決算財務諸表は、適正にして適法なものであり、どこをどう取ってみてもこれを不法決算とすることはできない。当たり前のことであろう。



- (注1) 従って、被告人は控訴審に出廷しなくともかまわない。ライブドアの粉飾決算事件において、ホリエモンは控訴審の公判に一回も出席していない。
- (注2) 刑事訴訟法第405条、絶対的上告理由。
- (注3) 刑事訴訟法第411条、裁量的上告理由。
- (注4) 平成17年度の司法統計によれば、上告受理後3ヶ月以内に最高裁判決が出されたものが全体の76%、1年内に出されたものが全体の86%である。
- (注5) プロジェクト・ファイナンスとは、借入人の特定の事業からあがる予想収益を担保として行う貸付のことを言う。プロジェクト・ファイナンスでは、貸付金の返済原資は借入企業の事業収益しかないのであるから、金融機関はプロジェクト・ファイナンスを行うことにより、借入企業の将来の事業収益に深く関与することになる。当然に貸出リスクは高くなるため、金融機関としてはより高い金融収益をあげることができる。